

森永砒素ミルケ闘争二十年史

■写真資料

■序論

運動編

第一章 守る会・光を求めて二十年

守る会・光を求めて二十年 岡崎幸子……………24

第二章 加害企業と被害者

I／砒素ミルク中毒事件の必然性 平沢正夫……………50

II／奇病を追う 黒住隆介……………56

III／被災者同盟 能瀬英太郎……………59

第三章 公害企業の延命と被害者抹殺

I／五人委員会と森永奉仕会 ふかたかし……………66

II／被災者同盟の解散と守る会の結成 能瀬英太郎……………81

III／暗い道程……………89

手記1 浜崎文子……………89

手記2 吉房亀子……………95

手記3 岡スミ子……………98

手記4 中川美津子……………101

医学編

第一章	森永ミルク中毒事件、その医学史	
	歴史的教訓と今後の課題	青山英康……………224

第二章 医学の名において

I	瀬野川町における疫学調査	太田武夫……………252
II	京都からの報告	山下節義……………257
III	岡山県粉乳砒素中毒調査委員会批判	三村啓爾……………263

第三章 森永ミルク中毒事件と医学

I	日本小児科学会のとりにくみ	中村 豊……………270
II	日本公衆衛生学会のとりにくみ	辻 達彦……………275
III	臨床治療のとりにくみと現代医療の問題点	松岡健一……………280
IV	守る会運動に占める医学の役割	大平昌彦……………289

裁判編

(旧森永ミルク中毒被害者弁護団／大深忠延・小林淑人・金子 武嗣／編)

第一章	刑事裁判	森永ミルク中毒裁判弁護団編……………298
第二章	民事裁判	森永ミルク中毒裁判弁護団編……………312
	森永砒素ミルク中毒事件関係資料	岡崎哲夫……………343
	森永ミルク中毒事件史年表	岡崎ゆり子……………351

■あとがき

第四章 再び社会の表面へ

I / 丸山報告前後 a 新妻義輔……………109

丸山報告前後 b 南 正和……………111

II / 原則の堅持と守る会の発展 岡崎哲夫……………117

III / 対策会議の結成とその活動 小野克正……………123

IV / 森永告発のたたかい 谷川正彦・尾瀬裕……………126

第五章 たたかいと交渉

I / 本部交渉と現地交渉 能瀬英太郎……………132

II / 交渉中断と不買運動 谷川正彦……………137

III / 恒久的救済対策案 岡崎哲夫……………143

IV / 民事訴訟の展開と不買運動 岡崎哲夫……………148

第六章 自力救済への道

I / 三者会談の開始と財団法人ひかり協会の設立 岡崎哲夫……………156

II / 被害者の会結成 石川雅夫……………162

III / 太陽の村・一九九五年 石川雅夫……………186

第七章 戦後公害史のなかで

公害被害者運動のなかに占める「守る会」の活動 宇井純……………200

第八章 協力者の手記

I / 「ひかり」との出合い 瓜生和人……………208

II / 運動の結末を祈って 岸田庄司……………210

III / 「毒の毒」から「怒りの道」まで 井口泰子……………213

IV / 丸山報告まで 森 鉄雄……………216

岡崎哲夫 森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長
序論

昭和三十年に発生した森永砒素ミルク中毒事件が、二十年以上を経た今日に至るまで、脈々としてたたかいつづけられた根底には、それが、賠償金などの一時的手段でことを解決しようとする次元を超えた、たたかい——事件に対応するあらゆる人々の人間としてのモラルを問ひ、人類社会のヒューマニズムの限界に挑むたたかいが、赤い一条の糸のように、そこに一貫していたからだと考える。

森永ミルク中毒事件は、日本が、経済の高度成長に正に『離陸』しようとする直前に起こった、わが国の企業—食品公害の第一号であった。

まだ、敗戦後の貧窮にあえぐ被害者の親達の心に、その時まず浮かんだのは「初めて生まれたこの子が、果して健全に成長するだろうか？」という、素朴で卒直な心配であった。

この純粹な気持を民主的に組織したのが、事件発生直後に結成された各府県森永ミルク被災者同盟であり、その全国協議会であった。それまでも、各地で、一部の人達が少数徒党を組んで種々の賠償を森永に要求したが、いずれも多数の被害者家族の同感をうるに至らず、すべて歴史の波間に埋没してしまつた。

従つて、「こどもを元に返せ」の基本的理念に立って、「完全治療」・「継続的健康管理」・「後遺症究明」を三つの柱とする、論理的で道理にかなった要求を掲げた被災者同盟だけが、多数派を結集し国民世論の支持を受けたのは、当然の成行であった。

しかし、専門家を自負する（但し、運動論上ではズブの素人である）弁護士（の）の介入により、死者二百五十万円以下の賠償金要求が運動にまつわりつき、すっきりと捨象しえなかつたことから、世論の支持はぐらつき、分裂して行つた。

この虚につけ込んだのが、森永の当時の経営者陣であり、また、国の行政であった。

「獅子、兎を追うに全力を用う」との古語があるが、当時の彼らの作戦は、全力投球による見事な論理性と『科学性』をもって展開された。それらを概括すれば、それは次のようなものであった。

一、医学的対策（医学の名による事件抹殺）

小児科学界の権威とされていた西派義人（阪大）浜本英次（岡大）等による医師の六人委員会を結成し、巧妙な科学的装いをまとう「治療判定基準」を出させ、全国一斉精密検診の芝居を通して、「治癒・後遺症なし」の結論を強行する作戦を展開した。

二、社会的対策（権威者による事件と被害者の社会的抹殺）

厚生省の委嘱にもとづく、小山武夫、正木亮、田辺繁子らによる五人委員会を結成。明治、雪印等大手乳業会社の経費負担によって、森永のなすべき社会的対策（補償基準）をきめる。（一見、森永とも国とも被害者とも何ら関係のない公正な第三者との印象を与え、一方、森永に対策を「強制」する外観の下に、被害者攻勢から森永を「拘束・保護」する。）

五人委員会意見書により、森永の金銭賠償責任の免除。責任は道義の範囲に限定。将来責任と企業責任を解除。

三、アフター・ケア対策（公益法人で学界ぐるみ買収。追跡調査、後遺症究明の道を閉ざし、被害者を永久的に抹殺）

財団法人森永奉仕会を設立、奨励金制度を作って、小児科学会を中心に企業癒着体制を確固たるものとする。それにより、医学者の姿勢の企業傾斜をより強化する。（医学の門から被害者を閉め出す。）

四、法律的対策（企業責任の解除により、被害者の要求の不当性を立証、被害者の永遠の抹殺をはかる）

徳島刑事裁判を無罪に持ちこみ、企業責任は全くないこととし、被害者の要求は不当であることを立証する。これにより、事件は完全に終熄する。

——以上の諸対策が、一見、被害者の要求に応じて立てられたように見せながら、実に用意周到に、多角的に、そして『科学的』ですらあるように、演出されたのである。世論もマスコミも、こりりとだまされてしまった。

敗戦後の荒廢から、朝鮮戦争のブームによって息を吹き返した日本の資本主義体制は、いよいよ高度成長に向わんとする矢先に起こった、この空前の企業事故に対して、一企業の枠をこえた、業界、行政、医学、有識者（御用学者）等、非人道的である限りのあらゆる

勢力をかき集めた連合軍を編成して対処し、被害者たる国民の立ち上がりや完膚なく圧殺しようと、その全力を傾注したのであった。国民世論を結集してたたかいたえなかつた被災者同盟（被害者側）の未熟さ、及び、事態の本質を見きわめてたたかうことのできなかつた日本の民主主義の弱さが、ここに示されたのである。それは同時に、当時における国民のヒューマニズムの限界でもあった。

昭和三十一年四月から六月の間に、被災者同盟全国協議会と各府県同盟は逐次解散を余儀なくされた。「長く組織を維持して、恒久的にこども達の健康な成長を見守って行こう」との、同盟結成当時の気持は、わずか十カ月で押しつぶされてしまったのである。こうして、全国の被害者とその家族には、以後十四年間にわたる厳冬の季節が訪れたのである。

しかし、幹部請負いに依存せず、真に同盟のたたかいに参加した人々は、たたかいを止めなかつた。というより、止められなかつたのである。なぜなら、いくら厚生省の全国一斉精密検診で「全治」と言われようと、権威者から「治った」と宣告されようと、こども達の状態が中毒症と言われた時期と余り違わぬほど思わしくないからであった。却って一層悪くなる子もあつた。こうして、一部の人々はたたかひ、一部の人は神仏にすがり、また多くの人々は絶望してしまつた。

組織的にたたかつたのは、岡山の守る会だけであつた。会が存在し、年に一回は総会を持ち、話し合つて志を一つにし、一緒に行動をする——ただそれだけの活動が、厳冬の風雪から弱い人々を團結させ、こども達の健康を守つたのであつた。

最初の数年間、守る会は、森永と交渉してこども達の治療費を出させることに主たる活動目標をおいていた。しかし、渋々と出される『道義的』『恩恵的』な支出を断固として排除し、被害者の権利と会社の義務の関係を常に明確にすることを迫つた。企業と行政は

岡山の少数ゲリラ活動の掃蕩にさらに全力をあげた。

守る会は一層の敵愾心を燃やして、訴えられる全国のあらゆる場に、訴えを拡大することに全力を挙げた。

森永や行政は、「守る会はユスリ、タカリの団体である」と宣伝し、守る会は「森永と国は人道の敵である」と宣言した。

どちらが正しいのか、戦斗は長期にわたる隠微でかつ苛烈なものとなった。負ければどちらかが「人道の敵」か、「ユスリ・タカリ」かに烙印されるのであった。近代社会の市民の立場からすれば、それはモラルの問題であり、被害者の健全な成長を期する立場からすれば、それは人道主義と民主主義の問題であった。

森永奉仕会の影響力が学界に瀰漫し、徳島刑事裁判が無罪になると、状況はもう守る会側には絶望的であった。しかるに、その反対の極には、多くの被害児の成長過程の異常が誰の目にも明らかに映るようになってきていた。

これは正に極限状況と言えた。正にそのとき、守る会は、自らの名称から「岡山県」の文字を削除して、全国単一組織となることを宣言したのであった。

今こそ、真実を明らかにすべき時が来たのだ。岡山の開業医遠迫克美先生の努力によって、昭和四十二年に、水島協同病院で行われた被害児三十五名の自主精密検診は、親達が願って来た「後遺症究明」の最初の光りであった。守る会の理念、方針は、実に十二年目に、その正しさが証明されたのであった。

新日本医師協会の組織を通じて、自主精密検診のデータは各地に問題を提起した。岡大、阪大を中心に、追跡調査活動が開始された。医学の名で葬られた事件が、再び医学の名において発掘されて行った。こうして、それから二年後に、歴史的な丸山報告を公表するに至ったのであった。

昭和四十四年秋に行われた丸山報告は、社会の各方面に巨大な衝

撃を与えた。企業に、行政に、マスコミに、学界に、被害者に、世論に、それは、恐怖、狼狽、自責といったマイナスの感情から、希望、奮起といった積極的な気持までのあらゆる心理状態をまき起こした。

昭和四十四年十月三十日、岡山市で開かれた第二十七回日本公衆衛生学会の記事は、森永ミルク中毒事件一色に塗りつぶされて大々的に報道された。事件発生当時を上回る規模であった。それは、追跡を怠って来たマスコミ関係者の自責を意味するものでもあった。世間も驚愕し、長年月被害者庄殺に終始した森永と行政に対する国民的怒りが燃え上がった。全国の被害者家族が、大挙して守る会へ押しよせて来た。彼らは、十四年間の暗闇を通じて、金よりも何よりも組織が必要であることが分かったのである。

丸山報告が朝日新聞にスクープされた翌日（十月二十日）、森永乳業株式会社は「青天のヘキレキ」と、驚きの声明を發して、直ちに厚生省にかけ込み、検診を願ひ出た。

何が「青天のヘキレキ」なのか？ 守る会は被害者の状況について常に森永に申し入れ、常に拒否されて来ていたのだ。厚生省もまた同様であった。従って、彼らが地下に押し込めておいたつもの被害者の悲惨な状態が、遂に世間に公表されてしまったことが「ヘキレキ」であったのだ。企業、行政の長年にわたる巨大な庄殺の押し蓋が、少数の守る会や協力者の力によってはね返されたことこそが「ヘキレキ」だったのである。

この時の厚生省の対応は、凡そ役所の常識を超える迅速さを示した。彼らは直ちに、西沢、浜本六人委員会を招集し、「後遺症はありえないが、親達の不安を解消するため、地域を限って検診を行うよう」との答申を出させたのであった。その間一カ月もたたない速度であった。

真実を究明するのが学問であり、学者の任であるとするならば、

この答申は、きわめつぎの非科学的な独善・独断を意味する極度に政治的なものである。これこそ正に、十四年前と寸分違わぬ、企業、行政、医学の癒着構造を示す典型といふべきものであった。そして、厚生省は、中央突破、主陣地撃砕の強力作戦を展開し、「岡山県を指定して検診を行い、後遺症のないことを明らかにし、もって親達の不安を解消する」ことを指示したのであった。

しかし、世の中は、十四年前よりは進んでいた。そして、守る会には、同盟の敗北の教訓を生かそうという慎重さと聡明さがあった。

十四年前、被災者同盟は短期解決に挑み、企業・行政は長期の対応によって抹殺を企てた。今度、守る会は長期・恒久のたたかいを挑み、企業・行政は短期撃滅作戦を採った。

岡山を中心として、守る会は各都府県支部組織の結成を急ぎ、各地において、民主的な医療陣を始め、労働組合、学生、生協、婦人団体、法律、社会福祉、教育、等の団体・人士の結集に努めた。「金はとらぬ。親の犠牲には目をつぶる。その替り、この子らの恒久的な仕合わせの保障を求めろ」——社会の誰一人として批判、反対のしようのない要求を掲げて世論の支援を求める以外に、守る会の勝利もことも達の救済もありえない、という捨身の作戦を展開したのであった。百尺竿頭一步を進める斗いであり、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあるという古人の知恵そのものを実践する斗いであった。そしてその根底には、日本の民主主義と人道主義に依拠するたかひによらぬ限り成功は期せられぬとする守る会の伝統的意志が貫かれ、被災者同盟敗北の教訓が生かされたのであった。

厚生省・森永の中央突破作戦は、守る会、支援協力団体、世論の力によって、阻まれつつ容易に進まなかった。その一方で、丸山報告発表以後一年間は、企業との接触を一切断つ、との守る会第一回全国総会の決議は、森永側を却って、より大きな困難の中に陥し入

れた。企業側の行方あの手この手の対策はすべて、一方的であり、企業本位であり、被害者不在、守る会無視の行為として世論の指弾を浴びた。

そして、国民各層の間から、自然発生的に全森永製品不買運動が盛り上がりつつ行つた。守る会は「国民各層の支援に感謝する」意志を表明しつつも、自らの決行の時期は慎重におさえていった。

守る会（被害者側）と交渉をしているというポーズ（だけでも）をとることが、森永としては世論対策上緊急に必要であった。一方守る会としても、企業に責任を果させるために交渉を行う時期が迫りつつあった。

事件発生以後、二十年にわたって、被害者とその家族の最低の意志を正しく生かそうとし、他の何物によっても代替しないことを決意して不断にたたかっていた守る会のモラルと団結、その指導・統制。その時どきの機運に便乗して、要求を変えない不動の意志。金銭賠償等の要求によって結集する別の被害者団体が出来てくることを望み、被害者としての当然の要求、権利を行使することを決して妨げない守る会の基本方針に拘わらず、森永ミルク中毒事件に関する限り、そのような別団体が結成されないこと。等、多くの現実には、森永側をして、ようやく、守る会の指導力によって事件を終局的に解決する以外に、他に抜本的な方策のありえないことを、認識させることになった。しかし、森永側にとって何よりも恐ろしいのは、国民世論の無形の圧力であった。

こうして、交渉方式についても、定期に無期限永久に、守る会側の都合を優先して、守る会側の斗志がいやが上にも燃え上がる事態になることがわかっている本部交渉、現地交渉二本立て方式を、会社側は無条件に受け入れたのであった。

しかし、大方の予測通り、交渉は難渋を極め、しかも、会社側は

ますます窮地に陥った。そしてそのことが、不買運動をますます拡大して行った。

双方の主要な対立点は次のとおりであった。

一、守る会側の主張は、因果関係、企業責任、行政責任を認め、恒久的な救済を行え、というものであり、

二、森永側の主張は、責任は道義の範囲内にあり、従って、症状の如何を問わず治療費は健康保険自己負担分の全額を支払うが、重症者のリハビリテーションは国の制度を利用することを原則として、利用料、介護料のみを負担する、というものであった。

さらに、具体的な方法論としては、守る会が被害者主導の救済事業機関を設置せよと主張するのに対し、森永側は、国と企業が主導し、守る会に参加を求める、認定並びに金銭支払いの機関を作ろうという、対立があった。

両者は、本質的に抜き難い相連で対立したのである。

守る会が組織をあげ、会員の総力を結集して作り上げた「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」の承認を求めて会社に迫った最後の段階で、前記の両者の氷炭相いれぬ関係が遂に明らかにされたのであった。

こうして、守る会は、民事訴訟の提起と、不買売運動の展開という両面作戦を同時に進めることを決議したのであった。時に、昭和四十七年十二月の時点である。

しかし、守る会が法廷において求めたのは、損害賠償の請求ではなくて、因果関係、企業責任、行政責任の承認と、それによる恒久対策案の実現であった。そして、法廷で明らかにされる企業・行政側の理不尽と居直りに対しては直ちに強力な不買運動の国民的展開によってこたえる態勢の確立であった。

その後から、「厚生省は手の汚れを認める」「厚生省は被害者救済の立場に立つ」等、幾つかのアドバルーンが当局高官の口から

出されるようになり、厚生省が乗り出す意志のあることを示し始めた。これは同時に、会社側の必死の工作の所為でもあった。企業と行政の癒着ぶりは十八年前も十八年後も、いささかも変りはなかった。変わったのはただ、露骨な圧殺政策の手をふり上げることがより困難となり、些少とも民主的ポーズをとることが必要となったことだけであった。そして、十八年ぶりに、守る会は、厚生省、森永と『対等』の立場で三者会談を構成するに至ったのである。

昭和四十八年十一月二十八日、徳島地方裁判所は、刑事法廷において森永有罪を宣告し、第一審無罪判決を自ら覆した。守る会の一貫した主張「企業責任。行政責任。後遺症対策の放置」を認めたのだった。

また厚生省は「岡山官製検診の結論をもって、国の判断とはしない」ことを声明した。

両者はまた、大阪地方裁判所の民事法廷においても、同様趣旨を陳べて、謝罪した。

こうして、守る会の恒久対策案に基づく救済対策委員会が結成され、救済対策委員をもって理事者とする財団法人ひかり協会が設立されたのであった。法人を設立して被害者の恒久的救済対策を実施するという、わが国初めての局面が開かれたのであった。民事訴訟の遂行と不買の訴えはともに取り下げられた。「たたかいから建設へ」守る会の活動は、巨大な曲線を描いて、新たな地平線をめざすことになったのである。

しかし、問題はこれからである。

わが国の民主主義とヒューマニズムを聞ききびしく長いたたかいにおいて、守る会は主張を貫き通し、勝利した。しかし、楽々と勝利したわけでは決してなく、辛くも勝利したにすぎないのである。不十分なままに残された問題は、いままって、山積しているのである。

それら積み残された問題を列挙すると、主要なものほぼ次のとおりである。

一、被害の実態、及びその因果関係の科学的解明は、なおきわめて不十分であり、これに取り組むことがまず必要である。この基礎条件の明確な整理・整備ができないままに構築された、ひかり協会の事業には、なお多くの根本的な修正が必要となってくるであろう。

二、守る会の活動と、ひかり協会の事業の基盤である『救済』の基本理念が十分に内外世論に定着しているとは言えず、絶えまなく混乱を起こしつつある。一つ一つのケースについての対応の中から基本理念の具体化を期する必要がある。

三、「一人の被害者に一枚の恒久対策案を」という真の個別救済の志向が、まだまだ一般的に不十分であり、個別に取り組み、個別救済の実を挙げない限り、恒久対策案は画餅に終る恐れがある。

四、財団法人ひかり協会の組織構成、基本財産、事業形成、事務管理等には、なお多くの抜本的改善の要があり、民主々義と救済の両基本理念を踏まえた正しい努力の集積が強く望まれている。

昭和三十年の事件発生以来、今日までの、森永ミルク中毒事件の概要は以上のとおりである。

運動のそれぞれの時点、協力支援活動のそれぞれの局面については、関係されたそれぞれの方々によって、本書の各編、各項目において、可能な限り詳細に記載していただいた。

読者が本書に目を通されるならば、森永ミルク中毒事件の全容はほぼ理解していただけるものと信ずる。それは単に、過去二十年間の出来事だけに止まらず、被害者自身の手によって今後二十年先のことまでふれられているからである。すでに事態は、一企業による被害者救済の枠から、すべての国民の福祉の問題にまで関心が拡

がり始めているのである。

守る会は、国民の中の一部分として存在し、国民世論と共に歩むことを一貫して堅持して来た。『われわれだけの特種な事情』をあげつらうことは被害者エゴイズムを増幅し、自らを英雄化し、結局は社会から孤立してしまふことを、何にも増して警戒して来たのである。守る会が考え抜き、討議し抜いて出した結論や行動方針は、一見余りにも平凡である。大賢は大愚に似たりというわけであろうか？

従って、守る会のすべての活動は、人間の営みそのものであってそれ以外の何ものでもなかった。それ故にこそ、長年月の間つづけられたのである。

本書全体は、二十年間の運動の集大成としての記録であるが、そこに収められた一つ一つの事実は、それぞれが一個の物語りでありエピソードである。守る会のたたかいが、多くの国民の共感と支援を受けたと同じように、本書に収録されたすべての記録が、ほのぼのとした共感を持って読者の方々の胸を打ち、何らかの糧になりうるものと考ええる。

本書を、支援されたすべての国民の方々に対し、感謝の意をこめた報告書として、捧げるものである。

一九七七年一月三日